

議案第 5 号

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、当該法律の条項を引用している規定を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例

取手市個人情報保護条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例の規定は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条</u>に規定する個人情報</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例の規定は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。